特定求職者雇用開発助成金を郵送により申請される事業主の皆様へ

特定求職者雇用開発助成金の
郵送受付に関してのお願い

千葉労働局（職業対策課）にて迅速な受付処理のため、特定求職者雇用開発助成金を郵送により申請される事業主の皆様におかれましては、以下の点について、ご留意いただくようお願いいたします。

■ご注意ください

☑ **申請期限内に千葉労働局（職業対策課）へ到達しない場合、不受理となります。**

☑ 郵便事故防止のため**特殊郵便（特定記録または簡易書留）にて送付**してください。
（到達確認は郵便局の追跡サービスをご利用ください。）

☑ 申請書の**到達確認に関するお問い合わせは受け付けません。**
※申請書の送付の際は、会社控えをとったうえで郵送をお願いします。
※支給審査を優先するため、郵送受理の控えについては返送を行っておりません。
（返信用封筒を同封されていても控えの返送はできません。）

☑ 適正な申請受理にあたり、**代理人が申請する場合は、委任状を同封**してください。

☑ 申請書類の不備がある場合、不支給または不受理として返却させていただくことがあります。

＜　郵送する際に同封する書類　＞

1　申請書

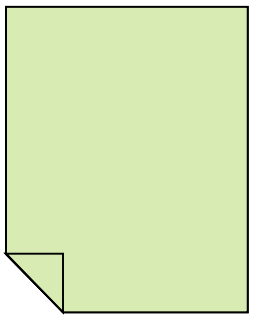

2　申請に伴う
各種添付書類
（提出書類一覧票含む）

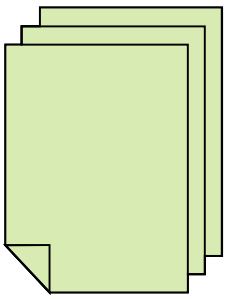

郵送先は下記を参照ください

角２封筒

切手

260-8612

千葉市中央区中央４－１１－１
千葉第２地方合同庁舎４階
千葉労働局
職業安定部職業対策課　宛

特定求職者雇用開発助成金
申請書類在中

簡易書留

※**特殊郵便にて送付**してください
※『特定求職者雇用開発助成金
申請書類在中』と**朱書き**して
ください

千葉労働局・各ハローワーク

R3.11

感染拡大防止のためにも、出来る限り郵送での申請をお願いいたします。